

【ABC 消費者情報 Vol. 66】

◎再び増加！健康食品の送りつけ商法

注文した覚えのない健康食品を「代金引換で送る」という電話がかかってきたという相談が増加しています。

■相談事例

○一人暮らしの母が「頼んでいない健康食品が代引きで配達される」と言って代金を用意していた。不審に思い、受け取り拒否をするよう言った。しかし、2回受け取りを拒否しても「注文しておきながら、拒否するとは何ごとだ。法的手段をとる。」と電話で脅されたため母はこわくなって代金を払ってしまった。どう対応したらいいのか。

■アドバイス

○申し込みをしていないのに、一方的に商品が送り付けられた場合、受け取る義務はなく、代金を支払う必要もありません。

○商品が送られてきたら、送り主の会社名、住所、連絡先を控えて、受け取り拒否をしてください。知らずに受け取ってしまわないように、家族にも伝えておきましょう。

○電話で脅され、商品を購入すると伝えてしまった場合でも、商品が届いた日から8日以内はクーリング・オフが可能です。困ったときは消費生活センターや警察等にご相談ください。

■連休中の相談について

連休中のご相談は、消費者ホットライン（Tel.0570-064-370）をご利用ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel:099-254-9110

■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

参考 vol. 62 注文していない健康食品の送りつけ商法

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611